平成２７年（フ）第３４３０号
大阪市天王寺区玉造元町18番24号　真田山パークシティ寿801号　髙田方
破産者　髙田英秀こと　髙　　英秀
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６０７号
大阪府寝屋川市明徳２丁目12番21―201号
破産者　三輪　宏子
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９７９号
大阪市東淀川区大桐５丁目７番３―509号
破産者　原田　弘子
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９８３号
大阪府羽曳野市碓井４－８－５―406、住民票上の住所大阪府豊中市庄内栄町３丁目23番44号
破産者　山田　宗大
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９８７号
大阪府茨木市山手台７―12―13、住民票上の住所大阪府高槻市弥生が丘町48番21号
破産者　小林　正和
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０９７号
大阪府松原市小川４丁目３番12号
破産者　ホームガードこと　田中　敏則
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７６号
大阪市東淀川区井高野１丁目１番44号　リバーサイドビューフラット　３Ｄ号、前住所大阪市東淀川区井高野１丁目１番44号　リバーサイドビューフラット　２Ａ号
破産者　小牟禮陽子
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９７号
大阪市西淀川区大和田３丁目８番17―307号
破産者　宮藤　明美
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３９号
大阪府豊中市北桜塚３丁目３番20―102号
破産者　松田　龍來
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４７号
神戸市東灘区西岡本５丁目10番28号　サテライト本山141　Ｈ号
破産者　宮田　徹也
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６２５号
大阪府枚方市東船橋１丁目86番地（403）
破産者　折小野省一
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６６３号
堺市南区茶山台２丁８番３―202号
破産者　**西**尾　晃一
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６７５号
奈良県橿原市中曽司町694番地、開始決定時の住所奈良県橿原市十市町881番地の18
破産者　横山　美奈
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７０２号
堺市北区百舌鳥赤畑町３丁138番地１　スタシオン百舌鳥403号、前住所大阪市住吉区遠里小野２丁目１番３号　ファムール88　202号
破産者　北村　幸治
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７０３号
堺市北区百舌鳥赤畑町３丁138番地１　スタシオン百舌鳥403号、前住所大阪市住吉区遠里小野２丁目１番３号　ファムール88　202号
破産者　北村美也子
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０８９号
堺市堺区西湊町５丁９番６号
破産者　中西　憲**邦**
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８２号
大阪府羽曳野市島泉４丁目３番18号
破産者　阪上　正枝
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８６号
堺市堺区田出井町１番２―1607号
破産者　福**原**　　滋
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係